



協発第 140805-01 号  
平成 26 年 8 月 5 日

厚生労働大臣  
田村憲久 殿

全国健康保険協会  
理事長 小林 剛

### 平成 27 年度概算要求への対応について（要請）

日頃より当協会の運営に当たり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
厚生労働省におかれては、平成 27 年度概算要求に向け、鋭意検討がされていることと存じます。

当協会の平成 27 年度概算要求に向けた要請事項及びその考え方は下記のとおりであります。当協会の要請事項の実現に向け、しかるべき対応をよろしくお願いいたします。

### 記

当協会は加入者数 3,600 万人、国民の 3.6 人に一人が加入する日本最大の医療保険者であり、被用者保険のセーフティネットとして国民皆保険を支えています。一方で、当協会の加入者の大半は収入の低い中小企業の事業主、そこで働く従業員やそのご家族であり、財政基盤は脆弱です。

当協会は、医療費等の支出の伸び率が賃金の伸び率を上回る赤字構造となっており、直近の財政状況の改善によっても構造的な赤字財政は依然として解決しておりません。現在の平均保険料率は 10% と他の被用者保険に比べても高く、これ以上の保険料率の引上げは、加入者の多くを占める中小企業の経営、生活を超越するものであり、限界です。協会が抱える構造的な赤字財政問題が解決されない限り、現在の制度枠組みのままでは、当協会の収支はいずれ赤字に至ることが避けられない状況だと考えています。

また、他の被用者保険との格差も大きく、所得の低い方が高い保険料率を負担するという逆進的な状況は、社会保障の在り方として是正が必要です。

昨年末に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）においては、協会けんぽの財政問題について、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 26 号）附則第 2 条に規定する所要の措置や後期高齢者支援金の被用者保険者負担について全面総報酬割を導入することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとし、平成 27 年通常国会に必要な法律案の提出を目指すこととされています。

協会けんぽの財政問題は、一保険者の問題に留まらず、わが国の中小企業の経営や、そこで働く従業員の皆様の雇用や生活に直結する深刻な問題です。

当協会は、協会けんぽの財政基盤を構造面から安定させるとともに、所得の低い方が高い保険料率を負担するという逆進的な状況を是正するため、以下の事項を平成 27 年度概算要求において要求されるよう、強く要請します。

#### 【要請事項】

- 一、協会に対する国庫補助金の補助率を健康保険法本則上限の 20%に引き上げること。
  
- 一、公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療制度の見直しを実施するとともに、後期高齢者支援金の被用者保険者負担について全面総報酬割を導入し、それに伴い生じる公費財源を協会けんぽの財政基盤の強化等被用者保険の負担軽減に充てること。